

大阪公立大学における産学官民共創の内部質保証に関する方針

2025 年 2 月 7 日

産学官民共創推進本部

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下、「内部質保証方針」という。）に基づき、産学官民共創を担当する推進責任者（以下、「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、産学官民共創推進本部において、産学官民共創に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下、「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下、「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね 3 年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の 4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の 4（2）に基づき、産学官民共創の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価の内容

概ね 3 年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- （1）産学官民共創の実施体制及び支援・推進体制
- （2）産学官民共創活動に関する施策
- （3）産学官民共創活動の状況及び成果

具体的な項目は次表のとおり。

産学官民共創活動の状況	・産学官民共創研究（共同研究・受託研究）の状況（件数・金額） ・競争的研究費の申請支援状況（件数） ・大阪府・大阪市・堺市等との連携事業の状況（件数） ・特許（発明届）申請状況（件数） ・技術相談の状況（件数） ・産学官民共創活動に関する大学院生育成の取組状況 ・海外機関との共創推進連携
-------------	--

産学官民共創活動の 成果	・受託研究・共同研究・競争的研究費の獲得件数・金額 ・特許取得件数 ・ロイヤリティ・ライセンス収入額 ・認定ベンチャー数
-----------------	---

（４）上記のほか、産学官民共創推進本部が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、関係する部局が保有する各種資料を活用するほか、必要に応じて関係者から産学官民共創に関する意見を聴取するものとする。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- （１）産学官民共創活動に必要な体制が適切に整備され、機能していること。
- （２）産学官民共創活動に必要な施策が適切に実施されていること。
- （３）産学官民共創活動が活発に行われており、産学官民共創の成果が上がっていること。
具体的には、４（３）の項目ごとに基準となる数値を定め評価を実施する。
- （４）産学官民共創活動において国際化が行われていること。

7 改善計画の策定及び実施、報告

（１）恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下、「大学評価委員会」という。）に報告する。

（２）推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

附 則

この基本方針は、2025 年 4 月 1 日より施行する。